

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表二（第九条関係）				改 正 後
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲	（略）	
別表二（第九条関係）				改 正 前
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十、第六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲	（略）	

二一十七 (略)	(略)	三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。)、の生果実	(略)
----------	-----	---	-----

付表

一七十一 (略)

イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告

○財務省告示第二四三十七号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五十条第十一項の規定に基づき、令和二年九月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和二年十月八日

財務大臣 麻生 太郎

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第416回) 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号)第3条第1項及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 2 発行の根拠法律及びその条項 (平)成24年法律第101号)第3条第1項及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
- 3 振替法の適用等 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行」という。))及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第2非価格競争入札発行」という。))
- 4 発行方法

二一十七 (略)	(略)	けるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。)、の生果実	(略)
----------	-----	--	-----

付表

一七十一 (略) (新設)

5 募入決定の方法

- (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- (2) 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。
- (3) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第2非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

- 6 発行行額 (1) 価格競争入札発行 額 額面金額で2,444,900,000,000円

- うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で2,150,586,400,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で294,313,600,000円
- (2) 非競争入札発行 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000,000円
- (3) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で553,400,000,000円
- (4) 国債市場特別参加者・第2非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で101,200,000,000円